

## 生活困窮者自立支援事業担当職員（会計年度任用職員）募集要項

### 1 募集人数

採用予定者数（令和 8 年 4 月 1 日付採用） 18 名程度

### 2 業務内容

（1）区役所内の相談窓口の後方支援事務（書類の確認や会議への参加）

※相談支援は、福祉局が業務委託する自立相談支援機関の職員が別途行います。

（2）行政が主催する業務に関する会議の事務局業務

（3）住居確保給付金支給関係事務（申請書類の確認、業務用システムへの入力）

（4）その他、業務に必要な資料の作成

※大阪市生活困窮者自立支援事業については、次のホームページをご参照ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000303608.html>

### 3 応募資格

次の（1）～（3）の受験資格をすべて満たす者がこの試験を受けることができます。

（1）令和 8 年 4 月 1 日現在、次のいずれかに該当する者

- ・社会福祉施設や行政機関等において福祉業務の経験を有する者
- ・社会福祉主事任用資格、保健師免許、臨床心理士資格、社会福祉士資格、精神保健福祉士資格、介護福祉士資格、その他同程度の実務経験を有する者

参考：社会福祉主事任用資格の取得方法（ア、イのいずれか）

ア 大学や短期大学において厚生労働大臣が指定する科目のうち 3 つ以上を履修して卒業した場合（指定科目については、[厚生労働省ホームページ](#)を参照のこと）

イ 全社協中央福祉学院社会福祉主事認定通信課程又は日本社会事業大学通信教育科による通信課程を受講した者、指定養成機関を修了した者、都道府県等講習会を受講した者

（2）Word、Excel を使用しての文書作成、集計作業等の基本操作ができる者（資格不問）

（3）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること

がなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者※  
年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

#### 4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

#### 5 勤務条件等

##### （1）勤務日数・時間

・週4日勤務（30時間）

午前9時から午後5時15分まで又は午前9時15分から午後5時30分まで  
（休憩45分）

##### （2）休日

- ・月曜日から金曜日までのうち、本市が指定する1日
- ・土曜日、日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの間）

##### （3）勤務場所

大阪市内24区役所のうち、福祉局が指定する区役所もしくは大阪市役所  
（雇用期間途中で勤務先が変更となる場合があります。）

##### （4）報酬等（1年目）

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 報酬（月額）※1  | 165,300円～211,700円            |
| 期末勤勉手当 ※2 | 595,905円～763,177円（6月、12月の合計） |

※1 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※2 期末・勤勉手当は6月、12月に支給されます。また、1年目は3.605月分ですが、再度の任用がされた場合2年目以降は4.6月分となります。

- ・上記の他に通勤手当等が支給されます。
- ・上記報酬等は、令和7年11月10日時点（募集時点）のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。
- ・支給日は、月末締め、原則当月17日払いです。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

|      |                                                                                                                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年次休暇 | 付与日数：12 日<br>付与期間：令和8年4月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期满了日）                                                                                                                                    |
| 特別休暇 | <b>【有給】</b><br>・夏季休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇<br>・忌引休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等<br><b>【無給】</b><br>・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・育児時間休暇<br>・ <u>子の看護休暇※1</u> ・ <u>短期介護休暇※1</u> ・ドナー休暇<br>(※1) 別途取得要件あり |

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

(6) 社会保険

共済組合健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

口述(面接)試験

7 選考日時及び選考会場

日時：令和7年12月24日（水）または令和7年12月25日（木）

午前9時00分～午後5時30分（予定）

場所：大阪市役所（予定）

大阪市北区中之島1丁目3番20号

※詳細な時間・場所は、申込者あて送付する「受験案内」により通知します。

※応募人数により、日時、場所が変更となる場合があります。

8 申込方法等

(1) 申込書類

- ・次の書類等を「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れ、持参、又は簡易書留や特定記録等の配達の確認が可能な方法により送付してください。

- ・簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、送付料金不足の場合は受け付けません。
- ・書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

|   |                                                                                                                                                                                               |     |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 生活困窮者自立支援事業会計年度任用職員 採用申込書<br>※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。<br>※採用申込書は所定の様式（両面印刷）に限ります。後掲の申込書配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。<br>※採用申込書は、ボールペン等を使用して記載してください。（消すことができるペンや鉛筆は不可） | 1 通 |
| 2 | 「受験案内」送付用の定型封筒（長型3号）<br>※必ず宛先を記載のうえ、 <b>110 円分の切手を貼付</b> してください。                                                                                                                              | 1 通 |
| 3 | 資格証の写しなど有資格であることがわかる書類<br>※資格、免許等を有する者は、当該資格証等の写しを提出してください。<br>※業務経験等を有する者は、証明書等を提出いただく必要はありません。（採用予定者に別途通知します。）                                                                              | 1 通 |
| 4 | 申し立て書                                                                                                                                                                                         | 1 通 |

## （2）申込方法

### ・申込期間

#### a. 持参の場合

令和7年11月10日（月）から**令和7年12月16日（火）正午まで**  
午前9時から午後5時30分まで（最終日に限り正午まで）

#### b. 郵送の場合

令和7年11月10日（月）から**令和7年12月15日（月）必着**  
**（※持参の場合と締切日が異なるのでご注意ください。）**

### ・提出先及び申込書類配布場所

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階  
大阪市福祉局生活福祉部自立支援課（生活困窮者自立支援グループ）  
（最寄駅）Osaka Metro 御堂筋線/京阪本線 「淀屋橋」駅  
京阪中之島線「大江橋」駅

## （3）受験案内の送付

試験の日時等の詳細については、令和7年12月17日（水）頃に送付する受験案内により申込者本人あてに通知します。

なお、令和 7 年 12 月 23 日（火）までに受験案内が届かない場合は、大阪市福祉局生活福祉部自立支援課（06-6208-7959）へ連絡してください。

## 9 合格者の決定について

- （１）試験の結果については令和 8 年 1 月 9 日（金）頃に合否に関わらず受験者本人宛に文書で通知します。なお、試験結果等については電話等でのお問合せにはお答えできません。

また、令和 8 年 1 月 16 日（金）までに合否通知が届かない場合は、福祉局生活福祉部自立支援課（電話 06-6208-7959）あてに連絡してください。

※合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

- （２）合格者は、採用候補者名簿に登載され、当該名簿に記載された者の中から採用予定者を決定します。
- （３）採用候補者名簿に登載された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、その都度、採用予定者とします。
- なお、採用候補者名簿の登載期間は令和 9 年 1 月 29 日（金）までです。
- （４）採用候補者名簿に登載されても、採用時期が令和 8 年 4 月 2 日以降になる場合や、採用されない場合があります。
- （５）合格後、若しくは「採用候補者名簿」に登録後に受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

## 10 その他

- （１）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- （２）受験に際して大阪市が収集した個人情報や職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。
- （３）本採用は、令和 8 年度予算の発効をもって有効とします。

## 11 問合せ先

大阪市福祉局生活福祉部自立支援課（生活困窮者自立支援グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話：06-6208-7959 ファックス：06-6202-0990

## 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

### 【大阪市職員基本条例】（抜粋）

#### （倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

#### （職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと